

令和３年度 輸送の安全に関する公表（軌道事業）

1 はじめに

鉄道事業法（昭和６１年法律第９２号）第１９条の４、鉄道事業法施行規則（昭和６２年運輸省令第６号）第３６条の９及び鹿児島市交通局電車安全管理規程（平成１９年交通局規程第２号）第２条第３項の規定に基づき、令和３年度の鹿児島市交通局軌道事業における輸送の安全に関する情報を公表します。

2 安全方針

- (1) 常に安全意識を高く持ち、お客様の安全の確保を最優先します。
- (2) 関係法令等決められたルールを遵守します。
- (3) 安全を守るための取り組みを絶えず見直し改善します。

3 行動規範

- (1) 安全の確保は輸送の生命である。
- (2) 規程の遵守は安全の基礎である。
- (3) 執務の厳正は安全の要件である。
- (4) 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、速やかに安全適切な処置をとる。
- (5) 情報は漏れなく迅速かつ正確に伝え、透明性を確保する。
- (6) 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦する。

4 令和３年度安全重点施策

- (1) 基本動作・確認呼称を確実に実施し、重大事故及びインシデントを発生させません。
- (2) 車両の点検・整備の徹底により、車両故障を対前年度３０％削減します。
- (3) 軌道・架線施設の巡視を徹底することで、異常個所の早期発見・迅速な補修を行い、輸送障害を発生させません。
- (4) 輸送の安全を確保するため、健康意識の向上に努めます。

5 令和３年度安全重点施策の達成状況

- (1) 重大事故は発生していないが、インシデントが２件発生している。
- (2) 車両故障の発生は２１件で、対前年度約３５％の削減となっている。
- (3) 軌道・架線施設に起因する「輸送障害」は発生していない。
- (4) 年１回の定期健康診断、身体機能検査、ストレスチェック診断と３年に１回の睡眠時無呼吸症候群簡易検査を実施し、健診結果を把握することで健康意識の向上と輸送の安全確保に努めた。また、新型コロナウイルス感染症対策として、マスク着用と手洗い・うがいの励行を徹底するとともに出勤時の検温を実施した。

6 事故等に関する情報

(1) 軌道運転事故

令和3年度は、重大な軌道運転事故（軌道事故等報告規則第3条第1項（速報））に該当するものは発生していません。

【過去5年間の軌道事業における事故の発生件数の推移】 (単位：件)

年度	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
人身事故	6	7	5	3	2
物損事故	18	21	28	15	16
その他	3	4	2	0	5
合計	27	32	35	18	23
(有責)	(9)	(10)	(9)	(2)	(6)

※その他＝信号冒進、異線進入、車両火災 など

(2) 輸送障害

発生していません。

(3) 電気事故

発生していません。

(4) 災害（地震や暴風雨、豪雪等）

① 災害等の発生に伴う運休等は発生していません。

② 新型コロナウイルス感染症に係る運休等

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、次のとおり運休しました。

（観光レトロ電車「かごでん」の運休）

・令和3年6月5日～令和3年12月31日

※令和3年12月31日をもって廃止

(5) インシデント（重大事故につながりかねない案件）

2件

7 輸送の安全確保のための取組

(1) 人材対策

(ア) 電車事業課 運輸係

	研 修 名	期 間	受講者数
1	春の全国交通安全運動によせての研修（合同）	4月 6日～ 4月 9日	108名
2	臨時現任教養研修（長期育児休暇者）	5月 2日～ 5月 4日	1名
3	脱線復旧等訓練	6月 10日	13名
4	臨時現任教養研修(EBI ブレーキ開放等研修)	6月 15日	5名
5	臨時現任教養研修（単独乗務前見極め添乗研修）	6月 29日～ 6月 30日	5名
6	臨時現任教養研修（長期育児休暇者）	7月 1日～ 7月 2日	1名
7	臨時現任教養研修 （事故惹起者フォローアップ研修）	8月 27日～ 8月 28日 8月 31日	1名
8	臨時現任教養研修 （事故惹起者フォローアップ研修）	8月 29日～ 8月 30日	1名

9	秋の全国交通安全運動によせての研修 (書面開催)	9月 7日～ 9月 9日	102名
10	臨時現任教養研修 (長期育児休暇者)	9月 10日～ 9月 13日	1名
11	臨時現任教養研修 (長期育児休暇者)	10月 23日～10月 25日	1名
12	臨時現任教養研修 (事故惹起者フォローアップ研修)	10月 26日～10月 27日	1名
13	年末年始輸送安全総点検によせての研修	12月 14日・12月 15日 12月 17日	92名
14	臨時現任教養研修 (事故惹起者フォローアップ研修)	12月 17日・12月 18日 12月 21日	1名
15	臨時現任教養研修 (事故惹起者フォローアップ研修)	12月 24日～12月 26日	1名
16	臨時現任教養研修 (長期育児休暇者)	1月 4日～ 1月 14日	1名
17	臨時現任教養研修 (乗務歴3年未満運転士)	1月 13日・ 1月 14日 1月 18日	15名

(イ) 電車事業課 車両係

	研 修 名	期 間	受講者数
1	現任教養研修 (電車整備安全心得の全部改正についての研修)	4月 1日	15名
2	春の全国交通安全運動によせての研修 (合同)	4月 6日～ 4月 9日	18名
3	会計年度任用職員新人研修 (電車整備心得・電車整備実施基準について)	4月 9日	5名
4	現任教養研修 (運転取り扱い研修)	4月 15日	9名
5	会計年度任用職員新人研修 (芝刈装置整備研修)	5月 11日	2名
6	現任教養研修 (芝刈・散水業務マニュアル研修)	5月 19日	7名
7	脱線復旧等訓練	6月 10日	8名
8	現任教養研修 (空調装置定期検査直営化に係る検査内容研修)	6月 21日	2名
9	会計年度任用職員新人研修 (交番検査及び側線路運転見極め)	7月 28日	2名
10	現任教養研修 (台風通過後の点検作業等手順)	9月 16日	15名
11	車軸用超音波探傷器取扱研修	9月 29日	4名
12	若年層職員認知度試験	10月 20日	4名
13	現任教養研修 (芝刈作業について)	11月 29日	10名
14	年末年始輸送安全総点検に伴う係内研修	12月 9日	17名
15	年末年始輸送安全総点検に伴う工場内点検	12月 10日・12月 14日	8名
16	年末年始輸送安全総点検によせての研修 (合同)	12月 14日・12月 15日 12月 17日	19名
17	現任教養研修 (2111号VVVF制御装置取扱研修)	2月 9日	17名

18	現任教養研修（電車整備心得・電車整備実施基準改正）	3 月 23 日	18 名
----	---------------------------	----------	------

(ウ) 電車事業課 施設係

	研 修 名	期 間	受講者数
1	春の全国交通安全運動によせての研修（合同）	4 月 6 日～ 4 月 9 日	18 名
2	芝刈作業における芝刈装置各種装置操作研修	5 月 10 日	1 名
3	脱線復旧等訓練	6 月 10 日	7 名
4	芝刈作業における芝刈装置各種装置操作研修	6 月 10 日	1 名
5	施設係（軌道）研修	6 月 29 日	8 名
6	芝刈作業における芝刈装置各種装置操作研修	7 月 20 日	1 名
7	台風通過後の運行再開に向けた点検作業等の主な手順研修	9 月 14 日～ 9 月 15 日	17 名
8	事故防止（再発防止）について研修	12 月 10 日	9 名
9	年末年始輸送安全総点検によせての研修	12 月 14 日～12 月 17 日	18 名
10	施設係（軌道）新人研修	1 月 4 日	1 名
11	施設係（軌道）新人研修	1 月 7 日	1 名



脱線復旧等訓練（R3. 6 月）



年末年始輸送安全総点検によせての研修（R3. 9 月）



年末年始輸送安全総点検（R3. 12 月）

8 輸送の安全のために講じた措置

(施設対策)

- ・谷山線の一部の区間の電車電柱建替及び電車線の改良を行いました。
- ・武之橋北口交差点から高見馬場交差点までの区間のき電線の張替工事をしました。
- ・鹿児島駅前停留場整備事業に伴う軌道や架線、信号設備等の新設工事や、仮設の撤去工事を行いました。

(車両対策)

- ・電車のモーターを制御して速度を調整するVVVF制御装置を1両(2111号)更新しました。
- ・電車車軸の亀裂の有無を確認する超音波探傷器を購入しました。

9 輸送の安全に関する投資額

項 目	令和3年度実績	主なもの
安全運行対策等に係る費用	30,444千円	停留場等清掃業務委託料、電車警戒誘導業務委託料等
運行管理機器の整備・保守に係る費用	7,484千円	ロケーションシステム保守業務委託料、もくいく手数料等
車両の整備に係る費用	160,259千円	車両修繕、2111号VVVF制御装置更新、車軸用超音波探傷器購入等
施設設備等(架線)の整備に係る費用	98,485千円	電車線柱建替工事(その3)等
施設設備等(軌道)の整備に係る費用	48,445千円	渡り線その他分岐器更换事業に伴う材料購入等

10 行政処分の情報

行政処分はありません。

11 安全に関する内部監査

運輸の安全マネジメントの実施状況を点検するため、局内の職員で構成された監査チームによる内部監査を実施しました。

(1) 目的

関係法令及び安全管理文書が適合し、その実施体制・手順が確立され、PDCAサイクルが適切に機能しているか、安全管理体制上、どのような効果を得られているかを確認する。

(2) 実施日

令和4年1月27日

(3) 監査の結果(所見等)

輸送の安全確保に関する態勢の維持管理に努めており、是正すべき問題点は見当たらなかったが、重大な事故等の発生時における関連部門を含めた局内全体の体制づくりについての改善要求があった。

12 安全統括管理者に関する情報

安全統括管理者（軌道事業） 電車事業課運輸係長

- 1 3 鹿児島市交通局電車安全管理規程
別紙のとおり